

第 1

令和 8 年 1 月 2 2 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第1号 唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画の策定について	… 1
議案第2号 唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定に係る意見 について	… 10

2 協議事項

令和8年度唐津市教育の基本方針の策定について	… 20
------------------------	------

3 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 令和7年度卒業式及び令和8年度入学式の日程について（学校教育課）	… 49
② 共催及び後援について（教育総務課）	… 50
③ 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 51
(3) その他	

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和8年2月26日（木）14時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 1 号

唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
の策定について

唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を次のよう
に策定するものとする。

令和 8 年 1 月 2 2 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
別紙のとおり

提案理由 令和 7 年 6 月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされた。このことを受け、教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を踏まえて実施計画を策定するものである。

唐津市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和 8 年〇月
唐津市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、教育活動の質を維持・向上させることを目的とする。

この計画の実施を通じて、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、組織全体として学校における働き方改革をより一層推進し、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることで、教育現場における業務の効率化と教育の質の向上を目指し、持続可能な教育環境を実現していく。

(2) 本市の現状

○本市では、平成30年5月に、学校現場の業務改善計画を策定。その後、令和5年11月の改訂では、令和5年（2023）～令和7年（2025）年度までの3年間で、唐津市立小・中学校の教職員の月間平均時間外在校等時間数を月45時間以下とするだけでなく、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0を目指してきた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.4時間	19.6%	0.7%
中学校	月35.2時間	29.5%	2.6%

○唐津市全体の年間の月間平均時間外在校等時間は、小学校、中学校ともに45時間を下回っているものの、時間外在校等時間が45時間を超える職員が、小学校では約2割、中学校では約3割おり、依然、時間外在校等時間が長くなっている職員がいる。また、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0は、達成することができていない。年度はじめと年度末には、時間外在校等時間が80時間以上を上回る職員が多くなる傾向も見られる。

○時間外在校等時間数が長くなる学校及び職員が固定化されている傾向もみられる。

○業務量の多さと、授業に係る教材作成、不登校児童生徒の対応やいじめ防止対応、児童生徒の問題行動等に関連する保護者対応など、時間外在校等時間が長くなる要因は複雑である。また、業務の特殊性から一定の職員に負担が多くかかる傾向もみられる。更にここ数年は、教職員の大量退職により、欠員が生じることもあり、教職員の負担感が増大している。学校・保護者・地域が連携・協働することによって教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において、目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間時間外在校等時間の合計時間が360時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を、小学校、中学校ともに30時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日、または、年休取得率35%以上にする。
- ・ストレスチェックの高ストレス者の割合を10%以下に減少させる。
- ・ストレスチェックの心理的な仕事の負担（質）（量）の項目で、全体の偏差値よりも良好な結果にさせる。
- ・ストレスチェックの「働きがい」「上司からの支援」「同僚からの支援」の項目で全体の偏差値よりも良好な結果にさせる。

ストレスの要因（高い順に記載）

【全体】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「校務分掌」

【全体：高ストレス者】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「人間関係（同僚）」

【小学校】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「保護者対応」

【小学校：高ストレス者】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「保護者対応」

【中学校】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「部活指導」

【中学校：高ストレス者】

「事務的な業務量」「部活指導」「対処困難な児童・生徒への対応」

3. 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者又は地域住民のその他の関係者の参画を得て、学校以外が管理を行う体制を構築する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域住民その他の関係者が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・生徒指導連絡会、中学校専門部会（生徒指導）において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市顧問弁護士を活用することにより、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、当該苦情等に対応できる体制を有効に活用していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校に送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図る。また、校務支援システムの機能等を活用することにより、事務負担を軽減する。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・各学校の工夫により、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を促進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動の地域展開に向けた体制の構築を推進し、教職員の負担軽減を図る。
また、「県下一斉部活動休養日」と「唐津市部活動一斉停止日」の実施を徹底するとともに、管理職及び教育委員会は、各部の活動日数・時間・休養日の現状を把握し、適正な部活動の運営を図る。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備、採点作業等、その他の補助的な業務については、デジタル技術の活用を促進するとともに、教育支援員等の配置を促進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、生徒指導関係の校内会議や研修を意図的に計画し、専門的な知見を活かしつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・生活支援員、医療的ケア看護職員、日本語指導に係る職員等と教職員の協働を促進する。
- ・校内教育支援センターを設置するとともに、校内教育支援センターの充実を図るため支援員の配置を促進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教職員の時間外在校等時間の実態を正確に把握し、上限時間（月45時間）以上となった教職員については、その要因を把握し改善に努める。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校行事や会議の精選・効率化に努め、特定の職員に負担がかかることのないように校務分掌の平準化を図る。また、当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・教師と保護者間、教師と児童生徒間、学校内の連絡のデジタル化を推進する。

- ・学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら取組を進めていくための体制構築を推進する。
- ・長期休業中の「学校閉庁日」を拡充することにより、教職員が安心して休養できるようにする。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の環境改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得するよう、学校に対して取得の推進を促す。
- ・定時退勤日（週1日）の実施を徹底して取り組む。夏・冬の長期休業期間の期間中に「学校閉庁日」を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握し、毎月の校長研修会で共有する。また、毎年度、定例の教育委員会や総合教育会議等において報告することとする。
- ・学校運営協議会の設置及び活用を推進する。また、学校運営協議会が未設置の学校においても、それに準ずる仕組みや学校評議員等を活用し、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正を図る。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題があるときは、当該学校に聞き取りを行ったうえ、指導・支援を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに好事例等の情報共有や情報提供を行い、教育委員会からの支援を実施する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

議案第 2 号

唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

令和 8 年 3 月唐津市議会定例会に上程する唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例について教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 1 月 2 2 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせ、令和 8 年 3 月唐津市議会定例会へ唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものである。

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例

2 改正理由

唐津市立小中学校に在籍する児童又は生徒の学校給食費無償化について、国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせ、唐津市学校給食費条例の一部を改正するもの。

3 条例案の内容

唐津市立小中学校に在籍する児童又は生徒の学校給食費を無償化し、教職員その他学校給食の提供を受ける者からは、学校給食費を徴収する旨を明確化するため、主に第3条を改正。

ただし、保護者等が規則で定める学校給食費に関する給付（生活保護法第13条の規定による教育扶助）を受けている期間については、当該給付を受ける額の範囲内で学校給食費を徴収する。

4 施行期日

令和8年4月1日から施行

唐津市条例第 号

唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例

唐津市学校給食費条例（令和 5 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削る。

第 3 条を次のように改める。

（学校給食費の不徴収等）

第 3 条 市長は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等からは、学校給食費を徴収しない。ただし、保護者等が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間については、市長は、当該保護者等から当該給付を受ける額の範囲内で学校給食費を徴収する。

2 市長は、教職員その他学校給食の提供を受ける者からは、学校給食費を徴収する。

3 第 1 項ただし書及び前項の学校給食費の額は、規則で定める。

第 4 条中「学校給食費負担者」を「前条第 1 項ただし書及び第 2 項に該当する者」に改める。

第 5 条中「認めるときは、」の次に「第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項の」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の唐津市学校給食費条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案第2号参考資料

唐津市学校給食費条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (学校給食費の不徴収等) 第3条 市長は、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等からは、学校給食費を徴収しない。ただし、保護者等が規則で定める学校給食費に関する給付を受けている期間については、市長は、当該保護者等から当該給付を受ける額の範囲内で学校給食費を徴収する。 2 市長は、教職員その他学校給食の提供を受ける者からは、学校給食費を徴収する。 3 第1項ただし書及び第2項の学校給食費の額は、規則で定める。 (学校給食費の納付) 第4条 前条第1項ただし書及び第2項に該当する者は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならない。 (学校給食費の減免) 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第3条第1項ただし書及び第2項の学校給食費を減額し、又は免除することができる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等、教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。 (学校給食費の徴収) 第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。 2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。 (学校給食費の納付) 第4条 学校給食費負担者は、規則で定める納期限までに学校給食費を納付しなければならない。 (学校給食費の減免) 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、 学校給食費を減額し、又は免除することができる。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

令和8年度予算額（案）
1,649億円
（新規）文部科学省

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等（★）に基づき、**学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を創設し、都道府県に対し交付する。**（※個人ではなく、自治体向けの支援策）



● 小学校段階(公立)の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

支援額(※1)： 給食実施校の在籍児童数(※2) × 基準額(※3) × 11か月 × 1/2

- ※1：特別支援学校小学部においては、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を支援
- ※2：毎年5月1日現在。また、生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童を除く。
- ※3：都道府県からの申請が、右記の額を下回る場合には、その金額

● 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能
（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）

● 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

- 「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）
- 「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令和7年12月18日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）
- 三党合意に基づきいわゆる教育無償化に向けた対応について（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

● 基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず
補食給食：ミルク＋おかず
ミルク給食：ミルクのみ

（基準額の考え方）

令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について

令和7年12月19日

〔 文 部 科 学 省 〕
〔 総 務 省 〕
〔 財 務 省 〕

三党における議論を踏まえ、令和8年度からの円滑な実施に向け、引き続き地方側の意見を十分に尊重しつつ、以下の方向性を基本として各制度・事業の設計及び実施に当たることとする。

1. 高校教育の振興方策について

○ 趣旨

- ・ 経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するとともに、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢の充実を目指し、高校生等に対する授業料の支援を実施。
- ・ 高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず支援を実施する。
- ・ 外国籍生徒、外国人学校の扱いについては、現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人を指定する制度については、廃止する。
- ・ その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続するとともに、新入生については、従前の制度では対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

○ 支給上限額

- ・ 私立全日制は現行 39.6 万円を 45.7 万円とするとともに、私立通信制については、現行 29.7 万円を 33.7 万円とする。

○ 合理性のない授業料値上げの抑止

- ・ 授業料の透明性等を確保するとともに、合理性のない授業料値上げを抑止する仕組みを構築する。

○ 負担割合

- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、授業料支援である高等学校等就学支援金制度の拡充にあたり、1/4 の都道府県負担を導入。

○ 地方負担に関する対応

- ・ 今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。

○ 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- ・ 公立高校や専門高校等への支援について、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校の施設整備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設。

○ 高校教育の質の確保・向上

- ・ 各学校において、学びの定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- ・ 私立通信制については、論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

○ 安定財源の確保

- ・ 上記の取組を実施するための安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責

任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和 8 年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。

○ その他

- ・ 必要な事務費は適切に措置。事務負担の軽減についても検討。

2. 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

以下の内容に沿って、令和 8 年 4 月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

○ 趣旨

- ・ 保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進。
- ・ 「いわゆる給食無償化」の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む。

○ 支援対象者の範囲

- ・ 給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援。
- ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。
- ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和 7 年度補正予算において先行的に支援を実施。

○ 支援の基準額等

- ・ 完全給食実施校については、令和 5 年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり 5,200 円。

- ・ 毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。
- ・ 補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定。
- ・ 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。
- ・ 非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる。

○ 実施方法と学校給食法との関係

- ・ 学校給食法の改正は行わず、自治体に対する予算補助として実施。給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援。
- ・ 必要な事務費は適切に措置。
- ・ 現場が対応可能な仕組みとなるよう、今回の取組の円滑な実施に向け、自治体との意見交換を行い、事務負担の軽減も含めた実務に関する検討を実施。
- ・ 給食費の公会計化等のためのシステム改修等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、公会計化等の実施を支援の条件とはしない。

○ 安定財源の確保

- ・ いわゆる教育無償化に係る安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。

○ 給食の質の向上

- ・ 各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。
- ・ 地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用

を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

○ 負担割合

- ・ 子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2 の都道府県負担を導入。
- ・ なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施。

○ 地方負担に関する対応

- ・ 今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。
- ・ 具体的には、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。

3. その他

- ・ 子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する。
- ・ 今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧な協議することとする。
- ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。
- ・ 上記のほか、一連の三党合意と地方団体の意見を踏まえた取組について、真摯に対応。